



平成9年4月3日

日本RV輸入協会
会長 吉開 毅

トレーラーハウスの建築基準法上の取扱について

日本RV輸入協会では、平成7年以来、米国大使館と連携し、トレーラーハウス及びキャンピングカーの輸入の円滑化を図るべく、日本政府（OTO）に以下の要求を提出し現在も協議中であり
ます。

- （1） トレーラーハウス本来の利用法に沿った使用方法である限り、トレーラーハウスを建築基準法の対象から外すべきである。
- （2） 関係省庁は、ANSI規格に基づきトレーラーハウス及びキャンピングカーに係る新たな規格、基準の整備を行うべきである。

日本RV輸入協会では、当面、上記（1）の問題解決に全力を注ぐ事を決意し、所轄官庁である建設省と交渉を重ねてまいりましたが、平成9年3月31日通達（別紙添付）により当面の決着を得ました。

通達の内容は、極めて分かりにくい内容となっておりますが、当協会のトレーラーハウスを特殊な車両とする基本認識を否定するものでなく、又一定の条件の下に定置利用が可能であることから、本通達を受け入れることにしました。

但し、本通達は当面の措置であり、上記（2）が実現されることにより（1）の問題が、根本的に解決されるものと考えられます。

当協会では、上記（2）の実現に向けて関係省庁及び関係団体と協議し、全力を傾注してゆく所存であります。